

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

安 平 町	北 海 道	国
1人あたり平均支給額 (19年度) 1,589 千円	1人あたり平均支給額 (19年度) — 千円	—
(20年度支給割合) 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.50月分	(20年度支給割合) 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.50月分	(20年度支給割合) 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.50月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5%~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置

##### (2) 退職手当 (20年4月1日現在)

支 給 率	安 平 町	国
	自己都合 勸奨・定年	自己都合 勸奨・定年
勤続20年	23.50月分 30.55月分	23.50月分 30.55月分
勤続25年	33.50月分 41.34月分	33.50月分 41.34月分
勤続35年	47.50月分 59.28月分	47.50月分 59.28月分
最高限度額	59.28月分 59.28月分	59.28月分 59.28月分
その他の加算措置	勸奨退職制度30歳以上4号棒 45歳以上8号棒(平成21 年3月31日廃止)	定年前早期退職特例措置

##### (4) 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	12,981千円
職員1人あたり平均支給年額(19年度決算)	137千円

1,000円未満切り上げ。

##### (3) 特殊勤務手当 (20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)	151千円	
支給職員1人あたり平均支給年額(19年度決算)	10,779円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)	8.3%	
手当の種類(手当数)	8	
手当の名称	主な支給対象職員及び業務	支給単価
税務等手当	税の賦課資料調査、検査又は徴収(税外を含む。)の督励に従事する職員がその業務を行なったとき	日額 300円
	滞納処分(税外を含む。)に従事する職員がその業務を行なったとき	日額 700円
移送業務手当	認知症患者又は寝たきり老人の移送業務に従事する職員がその業務を行なったとき	日額 300円
死病人処理手当	死病人の処理作業に従事する職員がその業務を行なったとき	1回 3,000円
感染症防疫等業務	感染症の防疫等の作業(感染症が発生するおそれがある場合に係る当該作業を含む。)に従事する職員がその業務を行なったとき	1日 1,500円
畜犬・へい獣処理手当	畜犬・へい獣処理作業に従事する職員がその業務を行なったとき	1日 1,000円
火葬等業務手当	火葬業務に従事する職員がその業務を行なったとき	1体 10,000円
	火葬炉内の整備点検に従事する職員がその業務を行なったとき	日額 400円
家畜伝染病処理手当	家畜の伝染病予防、検査又は消毒業務に従事する職員がその業務を行なったとき	日額 500円
選挙事務手当	選挙事務のうち、投票管理者職務代理者として投票業務に従事する職員がその業務を行なったとき	日額 25,000円
	選挙事務のうち、一般従事者として投票業務に従事する職員がその業務を行なったとき	日額 23,000円
	選挙事務のうち、開票事務従事者として開票業務に従事する職員がその業務を行なったとき	日額 7,000円

備考 「感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定するほか、結核、ハンセン病並びに狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第2条及び家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条に規定する伝染病(特に人体に感染の危険のあるものに限る。)をいう。